

○ 補助対象事業者に関するもの

	質問事項	説明
事業者	事業主が大企業の子会社でも対象となるか。	「大企業及びみなし大企業」の要件に該当するものは対象外です。
事業者	株式会社以外の学校法人や社会福祉法人、財団法人や、社団法人、N P O 法人も対象になるか。	補助金交付要綱第 2 条に定める要件を満たしていれば対象となります。
事業者	個人事業主が府内で事業を営んでいることを確認するため、どのような書類を提出する必要があるか。	開業届出書を提出してください。 開業届出書が提出できない場合は、申立書（提出できない理由、代替書類名を記載）に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。 ・異動届出書 ・開設届出書 ・確定申告書類（第一表）
事業者	大阪府に本店又は事業所がなく、他県において従業員向けの外部研修を受講させたが、本店の移転により、補助金の申請時点では府の区域内に本店を有する場合、補助対象事業者となるか。	次の要件をいずれも満たす場合は対象となります。 ①補助金の支給の申請をした日において、府の区域内に本店又は事業所を有すること ②補助事業者が府の区域内の事業所で就業させている従業員に受講させる研修 当該質問の場合は、①の要件は満たしますが、②は移転前の他県の事業所で就業させている従業員が研修を受講しているため対象外となります。
事業者	法人にあっては罰金刑、個人にあっては <b>拘禁</b> 以上の刑に処せられていないこと。公正取引委員会からの排除措置命令を受けていないことなどを証明する書類の提出は必要か。	誓約・同意書（様式第 2 号）により、支給要件をすべて満たしていることを誓約してください。
事業者	個人事業主が法人に変わった場合、個人事業主の時と法人になってからの申請は、別々に申請をする必要があるか。	10人以内で複数回申請する場合、申請はその都度必要ですが、同じタイミングで申請する場合は一度の申請で結構です。
事業者	法人の基本情報に変更があった場合は、どの時点の情報で申請すればよいか。	申請時点の情報を入力し申請ください。 支払を証明する書類等と申請内容が異なる場合は、変更したことがわかる書類を合わせてご提出ください。
事業者	「常時使用する」従業員の「常時」は非常勤なども含めるか。 また、常時使用する従業員の数を確認する書類は、何を提出すればよいか。	「常時」とは、雇用契約の形態を問わず、下記①又は②のいずれかを満たす労働者を指します。 ①期間の定めなく雇用されている者、 ②過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者 （雇用契約期間が反復更新されて事実上①と同等とみなされる者） 提出書類は、会社案内や会社概要パンフレット、申請時点での自社ホームページの画面の写しでも可能です。

○ 研修受講者に関するもの

	質問事項	説明
受講者	パート・アルバイト、契約社員が受講した研修は対象となるか。	正規・非正規雇用に関わらず、補助対象となる事業者と雇用契約のある者は対象となります。
受講者	派遣労働者（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号) 第2条に規定する派遣労働者をいう。）が受講した研修は補助対象となるか。	補助対象となる事業者と雇用契約がないため、対象外となります。
受講者	内定期間中の者が受講した研修は対象となるか。	正規雇用を前提とした内定期間中の研修は次の条件を満たす場合に対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金が支払われていること及び研修費用は事業主が負担していること</li> <li>・事業主の命令により参加し、被雇用者の自由意思での参加ではないこと</li> <li>・補助金の支給の申請をした日までに正規雇用されていること</li> </ul>
受講者	試用期間中の従業員が受講した研修は対象となるか。	試用期間中に受講した研修も対象となります。
受講者	研修を受講した従業員が人事異動となり、就業場所が大阪府外となった場合、補助対象となるか。	人事異動となった従業員が研修受講時点では、府の区域内の事業所で就業しているため、補助対象となります。
受講者	会社役員が受講した研修は対象となるか。	補助対象となる事業者と雇用契約があれば対象となります。
受講者	府内の事業所に就業とありますが、ノマドワーカー（正社員）の取扱いはどうなるか。	書面により、府の区域内の事業所に所属することが確認できる場合は対象となります。

○ 研修に関するもの

	質問事項	説明
研修	研修受講時点で、職業又は職務に必要な知識、技能、技能の習得又は向上を目的としていない研修は対象となるか。	原則として、職業又は職務に必要な知識、技能、技能の習得又は向上を目的とする研修が対象となります。ただし、研修内容が今後、業務に従事するにあたり、必要な知識、技能の習得又は向上につながる研修については、審査の結果、対象となる場合があります。
研修	貸会議室等にて、外部講師を招聘して実施した研修は対象となるか。	開催場所に関わらず、外部講師を招聘して実施した研修は対象外となります。
研修	5回開催の研修で、4回が令和8年2月28日までに実施、残り1回が令和8年2月28日以降に実施される場合、対象となるか。	補助対象期間（R7.4.1～R8.2.28）内に、すべてのカリキュラムが終了しない研修は対象外となります。
研修	令和8年3月10日から令和8年3月末まで実施する研修は対象となるか。	補助対象期間（R7.4.1～R8.2.28）内に、開始・終了しない研修は対象外となります。
研修	受講した研修の 카테고리（「運輸、建設関係」「デジタルスキル関係」「それ以外」）はどのように判断すればよいか。	募集要項で3頁の「参考：研修の種別と主な内容」をご確認ください。
研修	シリーズで実施される研修カリキュラムを単体で受講した場合、研修時間が10時間未満ですが、シリーズで受講すると研修時間が10時間以上となる場合の取扱いはどうなるか。	受講した研修の合計時間が10時間以上となる場合は対象外となります。
研修	研修は10時間未満であれば、受講時間帯は就業時間外（休日などの無給の状態）でもよいか。	受講の時間帯は問いませんが、業務の一環であることが前提です。
研修	Zoomなどによる有料Web研修は、対象研修となるか。 またWeb研修の受講時間や受講期間はeラーニングと同じでよいか。	有料Web研修も対象になります。 eラーニング及び通信制研修の場合は標準学習時間が10時間未満又は標準学習期間が1月未満のものが対象になりますが、同時双方向型の場合は対面式研修に準じて10時間未満のもののみが対象となります。
研修	集合研修とeラーニングがセットの研修は、時間的制約があるか。	対面型とeラーニング（標準学習期間）の複合型の場合は、eラーニングの標準学習時間を確認し、合算して10時間未満が対象になります。
研修	eラーニングや通信制による研修は、標準学習時間20時間を1か月未満で受講完了すれば対象になるか。	標準学習時間10時間以上の研修等は補助対象にはなりません。
研修	令和7年3月31日までに受講申し込み、支払い済の研修は、対象となるか。	受講日が補助対象期間（R7.4.1～R8.2.28）内の研修は、対象となります。
研修	募集要項 P5（3）補助対象外となる研修等の ⑩ 労働安全衛生法に基づく講習とはどのような研修を指すか。	以下の教育を指し、補助対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法第59条1項に基づく雇入れ時教育</li> <li>・労働安全衛生法第59条2項に基づく作業内容変更時教育</li> <li>・労働安全衛生法第59条3項の特別教育</li> <li>・労働安全衛生法第60条の職長等の教育</li> <li>・労働安全衛生法第60条の2に基づく危険有害業務従事者への教育</li> <li>・労働安全衛生法第99条の2に基づく労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習</li> </ul>

研修	海外で実施される研修受講費用は、補助対象となるか。	研修実施機関の所在地の如何にかかわらず対象となります。 領収書は日本円で受領ください。研修内容は、研修実施機関で作成された外国語、及び日本語で記載された資料を提出ください。
研修	ハラスメント研修は対象となるか。	カスタマーハラスメント研修については対象となります。 セクハラやメンタルヘルスなど内部管理業務の一環となる研修は対象外となります。
研修	法定講習は対象となるか	法令等で受講が義務づけられている法定講習は対象外ですが、事業所が既に法定必要数を雇用している場合、法定必要数を超える従業員が法定講習を受講した場合は対象となります。この場合、その事業所における法定必要数を申告いただき、受講を予定している従業員が法定必要数を超える従業員であることを疎明していただく必要があります。

○ 経費に関するもの

	質問事項	説明
経費	入学科及び受講料等の「等」とはどのようなことを表しているか。	研修等を受講するために必要な教材費（あらかじめ受講案内等で定められてるもの）となります。
経費	消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めてよいか。	補助対象となる経費は、補助対象となる事業者が研修実施機関に支払った費用のうち、入学科及び受講料等の合計額（消費税及び地方消費税を含む）となります。
経費	文房具など消耗品費は対象とならないか。	教材費以外の物品及び消耗品にかかる経費等は補助対象外となります。
経費	研修案内等に教材購入が必須である旨記載がないが、領収書に含まれている場合は対象となるか。	あらかじめ受講案内等で定められてるものが対象となります。
経費	研修受講にあたり購入が必須ではないが、参考となる教材として指定されているものは対象となるか。	対象となりません。
経費	研修受講のための交通費や宿泊を伴う研修での宿泊費は補助対象となるか。	対象となりません。
経費	従業員3人が受講したが、申請時点で3名のうち1名が退職している場合も、研修にかかった経費は対象となるか。	対象となります。
経費	従業員3人の受講料を支払ったが、都合により2人のみの受講となった場合、欠席となった1名の受講料は対象となるか。	欠席理由の内容に関わらず、研修に出席した2人の方のみが対象となります。
経費	事業者が研修費用の全額を負担していない場合は対象外となるのか。	補助事業者が社外の研修実施機関に受講料等を全額支払った研修等が対象となります。一部の支払いにとどまる場合は全額が支払対象となりません。
研修	従業員に一部研修費用を負担させていた場合、補助対象となるか。	従業員に負担させていた研修費用は補助対象となりません。 ただし、従業員に一時的に研修費用を負担させていても、企業が最終的に全額負担した研修費用は対象となります。
研修	資格試験料金は対象外だが、講習を受講しなければ受験不可な資格を取る際、資格試験は補助対象になるか。	資格試験にかかる費用は、補助対象にはなりません。
研修	デジタル技術と一般事務業務が混合したeラーニングは補助率は何%になるか。	eラーニングの有無にかかわらず、デジタル技術に関する研修の補助率は4分の3になります。
研修	研修費用に含まれる交付手数料（修了証明書等）は経費に認めらるか。	あらかじめ受講案内等で定められていれば認められます。（例）研修受講後に修了証明書を発行いたします。
研修	振込手数料は経費として認められるか。	補助対象外となります。
研修	「事業主が支払った研修等に係る経費」を全額負担していることが確認できる書類と「入学科及び受講料等」を支払ったことを確認するための書類はどう違うのか。	要件を満たしていれば同じものでも結構です。 補助金の対象となるのが『補助事業者が研修実施機関に支払った費用のうち、入学科及び受講料等の合計額（消費税及び地方消費税を含む）』となるため、代金の内訳が記載されていない場合は、請求書などの内訳がわかるものも併せて提出ください。

## ○ 申請手続きに関するもの

	質問事項	説明
申請手続き	補助対象となるか、疑義がある経費があるが、どこに相談すればよいか。	事務局にお問い合わせください。
申請手続き	補助金は補助金の交付の申請において大阪府の予算が上限に達した場合、申請順によっては支給されない可能性があるかどうか。	大阪府の予算額を超えた時点で、補助金の交付を終了します。
申請手続き	受講料の割引や還付があった場合、どのように申請すればよいか。	事務局にお問い合わせください。
申請手続き	インターネットを利用した申請のやり方を教えてほしい。	事務局にお問い合わせください。
申請手続き	交付される補助金の額は、事前に知ることができるか。	事前に知ることはできません。
申請手続き	どのタイミングで申請すればよいか。また、事前申請、事後報告は必要か。	事前申請、事後報告は必要ありません。研修の受講及び支払いが完了した後にご申請ください。
申請手続き	申請受付終了は、どこで確認できるのか。	HPをご確認いただくか、事務局にお問い合わせください。
申請手続き	「補助金申請額及び精算額計算書」は、2つ以上の研修を申請する場合どのように記入すればよいか。 また既申請分欄（LJ）の記入は必要か。	研修ごとに、シートを分けて記入ください。 2つ以上の研修を申請した場合、既申請分欄（LJ）をご記入ください。
申請手続き	HPにある様式は、申請フォームのどこに添付すればよいか。	添付は必要ありません。申請フォームに直接入力ください。

## ○ 補助金の交付に関するもの

	質問事項	説明
交付	交付された補助金の額に納得できない。どこに問合せをすればよいか。	事務局にお問い合わせください。
交付	申請後、どの程度で補助金が交付されるか。	2～3か月程度後の予定です。ただし、書類の不備等で確認を要する場合、支給が遅れる場合があります。
その他	申請時に届け出た「金融機関口座」を変更したい場合はどうすればよいか。	事務局にお問い合わせください。

○ 補助金の取り消し・返還に関するもの

	質問事項	説明
取消・返還	大阪府の補助金を受けた後に、国や地方公共団体の経費補助をうけることとなった場合は補助金の返還が必要となるのか。	返還が必要となりますので、速やかに事務局にお問い合わせください。

○ その他

	質問事項	説明
その他	本補助金に関する問い合わせは、どこにすればいいのか。	事務局にお問い合わせください。
その他	本社所在地が国外の企業も補助金の対象になりますか。	本社所在地が国外であっても、大阪府内に事業所を有し、その他補助要件を満たした場合、補助対象となります。
その他	補助事業に係る証拠書類等を備え、10年間保存する必要があるが、具体的にどのような書類を整える必要があるのか。教えてほしい。	補助金の交付の申請にあたり、添付書類として提出した書類の原本すべてとなります。
その他	10年間の保存は、電子データで保存してもいいのか。	電子データでの保存も可能です。